

「障害者の生涯学習」のための活動スペース

## ツドゥベース

TSUDOU-BASE

を利用してみませんか？



県生涯学習センターでは「障害者の生涯学習」に関する活動について、障害者スポーツスペースと地下ホールを**無料**でご利用いただけます。

ボッチャ、バドミントン、卓球バレー、モルック等



障害者スポーツスペース

研修会、ワークショップ、モルック等



地下ホール

### ☆対象となる活動

- ・「障害者の生涯学習」支援を内容とする活動
- ・「障害者の生涯学習」について学ぶことを目的とした活動
- ・障害当事者・介助者の参加を積極的に受け入れる工夫のある活動



### ☆貸出物品

- ・ボッチャ、卓球バレー、モルック、バドミントン用具一式
- ・シューズ



### ☆申請方法

- ・申請書に必要事項を記入し、電子メール、FAX、郵送または御来館の上、ご提出をお願いします。

※申請について困難な場合はご相談ください。

### ☆その他

- ・ボッチャ、卓球バレー、モルック、バドミントンのルールの説明や審判等をセンター職員に要請される場合は、ご相談ください。

利用申請書は、センター1階案内カウンターで配付するほか、Webサイトからダウンロードもできます。

問合せは秋田県生涯学習センターまで

☎ 018-865-1171

E-mail : [sgcen002@mail2.pref.akita.lg.jp](mailto:sgcen002@mail2.pref.akita.lg.jp) FAX 018-824-1799



秋田県生涯学習センターWebサイト



# 「障害者の生涯学習」のための活動スペースについて

秋田県生涯学習センター

## 1 利用条件

- (1) 物品の販売・宣伝などの商取引を目的としないこと。
- (2) 特定の宗教を布教する活動を目的としないこと。
- (3) 特定の政党等を支援する活動を目的としないこと。
- (4) 公序良俗に反する利用でないこと。
- (5) 施設の管理上支障がある利用でないこと。
- (6) 利用状況確認のため職員が巡回することを承諾すること。

## 2 申請方法

- (1) 所定の申請書に必要事項を記載して提出してください。
- (2) 初めて利用の場合は事前に来所し、活動スペースを確認してください。  
来所が困難な場合はご相談ください。
- (3) 来所での提出のほか、電子メール・FAX・郵送でも受け付けます。  
なお、それらが困難な場合は、電話による相談に応じます。
- (4) 申請書や申請方法等の詳細はチラシ等で案内するほか、Webサイトで公開します。

## 3 利用申請・利用内定

- (1) 早期利用申請
  - ①毎年12月までに、翌年度の早期利用申請を受け付けます。
  - ②1月末までに、翌年度の早期利用内定を通知します。
- (2) 一般利用申請
  - ①早期利用申請受け付け終了後は、一般利用申請を随時受け付けます。
  - ②原則として、年度を越える申請は受け付けません。
  - ③当日の利用申請は受け付けません。
- (3) 利用期日の調整・変更
  - ①早期利用申請において利用希望が競合した場合は、センターが調整を行います。
  - ②センター主催・主管事業開催期日と利用希望期日が重なった場合は、変更をお願いすることもあります。

## 4 利用上の確認事項

- (1) 水分補給のための飲料を除き飲食はしないでください。なお、水分補給のための飲料は、ペットボトルや水筒等、個別の容器に準備してください。
- (2) 長時間の利用については、事前に相談してください。
- (3) コートマットにおいては、原則として、ポッチャ・モルック・バドミントン以外に利用しないでください。それ以外に使用される場合はご相談ください。また、競技力の向上のみを目的として利用しないでください。
- (4) コートマット上では、設備保全と安全確保の観点から、運動に適した履き物を着用してください。
- (5) 貸出し物品は、原則として、次のとおりです。
  - ①ポッチャ用具一式
  - ②卓球バレー用具一式
  - ③紙製モルック用具一式
  - ④バドミントン用具一式
  - ⑤シューズ